

調 査 の あ ら ま し と 利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の卸売・小売事業所を対象として調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区別し、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査(指定統計第23号)」であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されている。

3 調査の期日

平成14年商業統計調査は、平成14年6月1日現在で実施

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施され、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施することとしている。

4 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類」―卸売・小売業」に属する事業所を対象としている。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としない。

(ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。)

5 調査の単位

- (1) 商業統計調査は、事業所単位の調査である。すなわち、本店、支店、営業所などそれぞれの場所ごとに対象になる。
- (2) 百貨店、スーパーマーケット、駅ビルなどの構内の一部を借りて営業している別経営の事業所、いわゆる「テナント」は同一構内にあっても、別の事業所として調査の対象となる。

6 調査の方法

この調査は、調査員が調査票を対象事業所に配布し、申告者(事業所)が自ら記入する方法(自計方式)により調査しているが、一部の指定事業所については、国及び都道府県が事業所の本社、本店等(企業)に直接記入を依頼する方法(本社等一括調査方式)で行っている。

7 調査事項

主な調査事項は以下のとおりである。

- (1) 事業所名
- (2) 事業所の所在地
- (3) 経営組織及び資本金額等
- (4) 本店・支店の別等
- (5) 事業所の開設時期
- (6) 従業者数等
- (7) 年間商品販売額，その他の収入額
- (8) 年間商品販売額の販売方法別割合
- (9) 商品手持額
- (10) 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合(小売業のみ)
- (11) セルフサービス方式採用の有無(小売業のみ)
- (12) 売場面積(小売業のみ)
- (13) 営業時間等(小売業のみ)
- (14) 来客用駐車場の有無及び収容台数(小売業のみ)
- (15) チェーン組織への加盟の有無(小売業のみ)
- (16) 年間商品仕入額の仕入先別割合(法人事業所のみ)
- (17) 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合(法人事業所のみ)
- (18) 企業の事業数所等(法人事業所のみ)

8 主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業，小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者(建設業，製造業，運輸業，飲食店，宿泊業，病院，学校，官公庁等)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具，病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備，産業用機械(農業用器具を除く)，建設材料(木材，セメント，板ガラス，かわらなど))などを販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所(主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く)

例えば，家電メーカーの支店，営業所が自社製品を問屋などに販売している場合，その支店，営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し，かつ同種商品の修理を行う事業所

なお，修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。

「代理商，仲立業」とは，主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所をいう。代理商，仲立業には，一般的に買継商，仲買人，農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
商品を販売し，かつ同種商品の修理を行う事業所

なお，修理料収入額の方が多くても，同種商品を販売している場合は，修理業とせず小売業とする。但し，修理のみを専業としている事業所は，修理業(サービス業(他に分類されないもの))である。この場合，修理のために部品などを取り替えても，商品の販売とはしない。

製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)
例えば，菓子店，パン屋，弁当屋，豆腐屋，調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても，商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所)で，主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁，会社，工場，団体，劇場，遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成14年6月1日現在で，この事業所の業務に従事している従業者，就業者をいう。従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」，「有給役員」，「常用雇用者」の計をいい，就業者とは従業者に「臨時雇用者」，「出向・派遣受入者」を併せたものをいう。

「個人事業主及び無給家族従業者」とは，「個人事業主」は個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者，「無給家族従業者」は個人事業主の家族で賃金・給与を受けず，ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは，法人，団体の役員(常勤，非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは，「正社員・正職員」，「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 上記以外の雇用者のうち，平成14年の4月，5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者

「臨時雇用者」とは，常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「派遣・下請受入者」とは，他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」とは，パート・アルバイト等従業者について平均的な1日あたりの労働時間である8時間に換算したもの。

(5) 年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(7) 売場面積(小売業のみ)

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

なお、表章項目中「売場面積1㎡当たりの年間販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出した。

(8) 営業時間(小売業のみ)

原則として、調査期日時点での営業時間(通常の営業時間)をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。なお、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

9 産業分類の格付方法

日本標準産業分類及び商品分類により、数種類の商品を販売している場合は、年間販売額のうち卸売、小売のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業、小売業と決定する。

なお、平成14年に日本標準産業分類の改訂があったため、平成14年は新産業分類で集計している。

10 表中の記号

「—」は該当事実がないもの、または調査していないもの、「↓」は減少したもの、「0」及び「0.0」は単位未満を表す。「χ」は、その数字の該当事業所数が1又は2であるため、個々の申告者の秘密がもれるおそれがあり、秘匿している。また、事業所数が3以上でも、前後の関係から判明する場合は秘匿している。

11 その他

(1) この統計表は単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

(2) この集計結果は、速報数字に基づき神戸市が独自に集計したもので、後日経済産業省が公表する確報数字と相違することがある。